

農地転用申請書添付書類

都城市農業委員会

必要書類		一般住宅	畜舎	資材置場	植林	建売住宅	太陽光施設	
1	農地法4・5条の規定による許可申請書	○	○	○	○	○	○	3,000㎡超の場合は、正本・副本とも捺印したもの（行政書士職印）
2	位置図(縮尺 1/10000 程度)	○	○	○	○	○	○	縮尺を記載
3	現地案内図(住宅地図等)	○	○	○	○	○	○	案内図のみで現地に辿り着ける図面
4	字図	○	○	○	○	○	○	申請地の隣接地の地目を記載、農地の場合は所有者も記載
5	配置図・土地利用計画図	○	○	○	—	○	○	排水計画を図示
6	構造図(間取り)・平面図・立面図	○	○	—	—	○	—	建築面積を記載
7	資金証明(融資証明・残高証明書)	○	○	○	○	○	○	通帳の写しは概ね1ヶ月以内 支払済の場合は領収書
8	申請地の登記簿謄本(全部事項証明書)	○	○	○	○	○	○	
9	耕作証明	—	△	—	—	—	—	市外住民の場合
10	経済産業省のID及び九電負担金見積書	—	—	—	—	—	○	
11	住民票	現住所と謄本記載住所が異なる場合						
12	始末書	追認の場合						時期・理由・申請に至った理由を記載、署名は自筆
13	現況写真	追認の場合						撮影日・方向を明示 ※3,000㎡超の場合正・副ともにカラー
14	土地改良区の意見書	区域内の場合は添付						区域外の場合は、区域外証明を添付
15	他法令による許認可の写	該当する場合は添付						
16	法人登記簿謄本(又は法人定款)	—	○	○	○	○	○	定款の場合は原本証明が必要
17	事業計画書(必要性・実績・計画等)	—	○	○	△	△	○	
18	宅地建物取引業者免許証の写	—	—	—	—	○	—	

上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

- ※ 添付書類は、全て2部必要です。(1部はコピー可)
- ※ 申請は、本人又は行政書士によるもの以外は受付できません。
- ※ 行政書士が申請を代行する場合は、委任状を添付してください。
- ※ 書類は、ホッチキスは使用せず、クリップ等で上表番号順にまとめて提出ください。
- ※ 対象農地に賃借権等の設定がある場合には申請ができません。

電話：0986-23-7868
 FAX：0986-23-3178
 E-mail：noui@city.miyakonojo.miyazaki.jp